



機器点電力量提供に係る利用規約

2026年4月1日実施

目 次

I 総 則.....	1
1 適 用.....	1
2 利用規約の変更.....	1
3 定 義.....	1
4 単位および端数処理.....	3
5 そ の 他.....	3
II 利用の申込み.....	4
6 利 用 要 件.....	4
7 利 用 申 込 み.....	4
8 サービスの成立および提供期間.....	5
9 承 諾 の 限 界.....	5
10 サービス利用開始の準備.....	5
11 サービスの利用開始.....	5
12 サービスの単位.....	6
III サービス内容.....	7
13 サービス内容.....	7
14 検 針 日.....	7
15 電力量の算定期間.....	7
16 計量および電力量の算定.....	7
IV サービスの利用.....	9
17 サービスの利用に必要な通信機器の準備等.....	9
18 需要場所の立入りによる業務の実施.....	9
19 免 責.....	9
20 サービスの利用および機器点使用電力量の取扱い.....	9
21 禁 止 事 項.....	10

22	サービスの停止	10
23	損害賠償	10
24	登録情報変更申込み	10
V	サービスの終了	11
25	サービスの終了	11
26	サービスの解約	11
VI	費用の負担	12
27	費用の支払方法	12
28	費用の申受けおよび精算	12
VII	利用者等の協力	13
29	利用者、需要者およびサービス提供事業者の協力等	13
VIII	その他	14
30	個人情報の取扱い	14
31	準拠法等	14
32	合意管轄	14
附	則	15
1	規約の実施期日	15

I 総 則

1 適 用

東京電力パワーグリッド株式会社（以下「当社」といいます。）は、機器点電力量提供に係る利用規約（以下「本規約」といいます。）にもとづき、機器点電力量提供サービス（以下「本サービス」といいます。）を提供いたします。

なお、本サービスは、本サービスに対応した機器点計量器等から当社が設置する計量器へ情報を伝送する通信ルートを通じて発信された情報をもとに算定した電力量を提供することをいいます。

本規約は、当社の供給区域である次の地域に適用いたします。

栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県（富士川以東）

2 利用規約の変更

当社は、民法第 548 条の 4 の規定にもとづき、本規約を変更することがあります。この場合には、本サービスの利用条件等については、変更後の機器点電力量提供に係る利用規約によります。

3 定 義

次の言葉は、本規約においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

なお、本項に定めのない用語については、当社の託送供給等約款、経済産業省の定める特定計量（I o T ルート）運用ガイドラインおよび特定計量制度に係るガイドライン（いずれも本規約の制定日または最後の改定日時点における最新のものといたします。）に準じます。

(1) 供給地点

託送供給等約款に定める供給地点をいいます。

(2) 需要場所

託送供給等約款に定める需要場所をいいます。

(3) 機器点

特例計量器等が設置される地点をいいます。

(4) 機器点低圧

機器点における電圧が 600 ボルト（直流の場合、750 ボルトといたします。）以下のものをいいます。

- (5) 機器点高圧
機器点における電圧が 600 ボルト（直流の場合、750 ボルトといたします。）を超えるものをいいます。
- (6) 機器点計量器等
当社が設置する計量器へ情報を発信するために必要となる特例計量器等、無線端末および付属機器等で、電気事業法、計量法、特定計量（I o T ルート）運用ガイドライン、特定計量制度に係るガイドライン、外部接続基準・ガイドラインおよびその他適用法令等（電気事業法からその他適用法令等までを総称して、以下「I o T ルートガイドライン等」といいます。）を遵守したものをいいます。
- (7) 機器点使用電力量
機器点において特例計量器等により計量された電気の順潮流の電力量をいいます。
- (8) 需要者
託送供給等約款に定める需要者をいいます。
- (9) 契約者
託送供給等約款に定める契約者をいいます。
- (10) 利用者
契約者のうち、本規約にもとづき当社に申込みを行ない、当社が承諾することにより本サービスを利用する者をいいます。
- (11) サービス提供事業者
当社が利用者へ提供した機器点使用電力量を用いた取引を需要者と実施する者をいいます。
なお、サービス提供事業者と利用者は同一の場合もあります。
- (12) 機器点特定番号
機器点ごとに当社が発行する識別番号をいいます。
- (13) I o T ルート
機器点計量器等から当社が設置する計量器へ情報を伝送する通信ルートで、I o T ルートガイドライン等にもとづくものをいいます。
- (14) 特例計量器 I D
特例計量器等を特定するための I D で、I o T ルートガイドライン等にもとづくものをいいます。
なお、変更はできないものといたします。
- (15) 無線端末 I D ・認証 I D
無線端末を特定するための I D で、I o T ルートガイドライン等にもとづくものをいいます。

なお、変更はできないものといたします。

(16) ペ어링ID (Pairing ID)

I o Tルートによる接続を行なうために当社が設定するIDで、I o Tルートガイドライン等にもとづくものをいいます。

(17) 認証パスワード

I o Tルートによる接続を行なうために無線端末に設定するパスワードで、I o Tルートガイドライン等にもとづくものをいいます。

なお、必要に応じて変更できるものといたします。

(18) 接続供給契約

託送供給等約款に定める接続供給契約をいいます。

(19) 検針データ

特例計量器等で計量され、I o Tルートを介して当社へ伝送される積算電力量をいいます。

(20) 通信不達

通信環境またはその他の要因により、機器点計量器等から当社が設置する計量器へ検針データが伝送されていないことまたは当社が受信できていないことをいいます。

(21) 機器点の需給調整市場における調整力活用

I o Tルートガイドライン等および需給調整市場に係る取引規程等に定める、機器点において特例計量器等により計量された電気を、需給調整市場において調整力として活用することをいいます。

(22) 特定計量システム

特定計量制度にもとづく計量器の計量値の収集・提供を行なうことをいいます。

4 単位および端数処理

本規約において、30分ごとの機器点使用電力量の単位は、1キロワット時とし、算定における端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、機器点低圧の場合、供給地点の供給電圧にかかわらず、30分ごとの機器点使用電力量の単位は、小数点以下第2位までとし、その端数は切り捨てます。

5 その他

本規約に記載のない事項については、利用者と当社との協議によって定められます。

Ⅱ 利用の申込み

6 利用要件

利用者が本サービスの利用を希望される場合は、次の要件を満たしていただきます。

- (1) 利用者は、当社と接続供給契約を締結する契約者であること。また、本サービスを利用する供給地点に対して利用者が電気の供給を行なっていること。
- (2) 利用者は、本サービスの利用に関して本規約を遵守すること。
- (3) 機器点の存在する需要場所内に機器点計量器等が設置され、本サービスを利用するにあたって必要な経済産業大臣への届出1等の手続きが完了していること。
- (4) 本サービスを利用する供給地点において、設置される機器点計量器等が4台以内であること。（機器点の需給調整市場における調整力活用に用いる機器点計量器等も含みます。）
- (5) 利用者がI o Tルートガイドライン等を遵守することならびに契約者、需要者およびサービス提供事業者にこれらを遵守させるために必要な措置を講じていること。
- (6) 当社が本サービスの利用に必要な機器点使用電力量等の情報を利用者に対して提供することおよび利用者から受領することについて需要者が承諾していること。

7 利用申込み

- (1) 利用者が新たに本サービスの利用を希望される場合は、あらかじめ本規約に同意のうえ、当社所定の様式により、利用者から申込みをしていただきます。

なお、申込みは、機器点単位で行なっていただきます。

- (2) 分割接続供給等により、1引込みを通じて、複数の契約者から供給を受ける供給地点においては、1機器点に対し1利用者のみ申し込むことができるものといたします。ただし、本サービスの利用を希望する機器点について、既に機器点の需給調整市場における調整力活用を行なっている場合は、需給調整市場に係る取引規程にもとづき当社へ機器点の利用申込みを行なった契約者からのみ申し込むことができるものといたします。

- (3) 利用者が、(1)または(2)の申込みを行ない、本サービスの利用が開始される前に申込みの取下げを希望する場合は、当社へすみやかに連絡いただくものといたします。

8 サービスの成立および提供期間

- (1) 本サービスは、利用申込みを当社が承諾したときに、成立いたします。ただし、当社は、6（利用要件）を満たしている場合であっても、当社の都合または当社の判断により、相当期間本サービスの利用開始をお待ちいただく場合があります。この場合は、その理由を利用者にお知らせいたします。
- (2) サービスの有効期間は、利用申込みを当社が承諾した日から、承諾日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。

なお、有効期間満了に先だつて本サービスの終了、解約または変更がない場合は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

9 承諾の限界

当社は、次のいずれかの事由に該当し、やむをえない場合には、利用申込みの全部または一部をお断りすることがあります。

- (1) 本サービスの利用を希望する供給地点において、通信環境の理由等で当社が設置する計量器の通信ネットワークへ接続することができない場合
- (2) I o Tルートへ接続するために必要な当社機器が取替できない場合
- (3) 本サービスの申込みを行なう利用者、需要者またはサービス提供事業者が本規約を遵守することに同意いただけない場合
- (4) その他当社が申込みを受諾できないと判断した場合

10 サービス利用開始の準備

当社は、利用申込みの受付以降、本サービスの提供に必要な計量器等の取替工事または計量器の設定等必要な措置を講ずるとともに、利用者に機器点特定番号およびペアリングIDを通知いたします。

なお、本サービスの利用申込みにともない、必要な計量器等の取替工事をする場合は、原則として、当社は、実費相当額を利用者から申し受けます。

11 サービスの利用開始

- (1) 当社は、利用申込みを承諾したときには、利用者と協議のうえ本サービスの開始日（機器点使用電力量の算定開始日をいいます。）を定め、本サービ

スの開始準備その他必要な手続きを経たのち、工事費入金後、本サービスを開始いたします。

- (2) 当社および利用者は、やむをえない理由によって、あらかじめ定めた日に本サービスを開始できないことが明らかになった場合には、その理由を相手方に通知し、あらためて協議のうえ、本サービスの開始日を定めることといたします。

12 サービスの単位

本サービスの単位は、機器点単位といたします。

Ⅲ サービス内容

13 サービス内容

当社は、機器点計量器等の検針データを、当社が設置する計量器の通信ネットワークを介して取得し、機器点使用電力量を利用者に提供いたします。

14 検針日

機器点における検針日と供給地点における検針日は、原則として同一の日といたします。

15 電力量の算定期間

本サービスにおける機器点使用電力量の算定期間は、供給地点における送電サービス料金の算定期間と同一といたします。ただし、利用者が機器点を新たに設定し、または機器点を消滅させる場合の機器点使用電力量の算定期間は、その機器点における本サービスの開始日から直後の検針日もしくは計量日の前日までの期間または直前の検針日もしくは計量日から 25（サービスの終了）もしくは 26（サービスの解約）に定める算定終了日までの期間といたします。

16 計量および電力量の算定

- (1) 当社は、機器点ごとに設置された機器点計量器等により 30 分単位で計量され、当社へ I o T ルートを介して伝送された検針データを機器点使用電力量の算定に用いるものといたします。
なお、機器点計量器等による計量の時刻は託送供給等約款に定める受電地点または供給地点に当社が設置した計量器と同一といたします。
- (2) 機器点ごとの計量の結果は、各月ごとにすみやかに利用者にお知らせいたします。
- (3) 機器点使用電力量は、機器点ごとに、30 分ごとに、I o T ルートを介して当社へ伝送される機器点計量器等が計量した検針データを用いて算定した電力量といたします。ただし、伝送された検針データが欠測していた場合、当該欠測にともない電力量を算定できない時刻の電力量は欠測として取り扱います。

なお、本サービスを利用する機器点について、機器点の需給調整市場における調整力活用を行なっている場合で、需給調整市場に係る取引規程にもと

づき検針データの欠測補完が行なわれたときは、欠測補完された検針データを用いて機器点使用電力量を算定する場合があります。

(4) 機器点使用電力量は、原則として以下の算式により算定いたします。

イ 機器点低圧

(イ) 計量日の0時30分以降

(当該30分積数－前回30分積数) × 計量器乗率 = 当該30分の機器点使用電力量

(ロ) 計量日の0時00分から0時30分まで

(0時30分積数－前月末積数) × 計量器乗率 = 当該30分の機器点使用電力量

ロ 機器点高圧

(イ) 計量日の0時30分以降

(当該30分積数－前月末積数) × 計量器乗率 = a (小数点以下四捨五入)

(前回30分積数－前月末積数) × 計量器乗率 = b (小数点以下四捨五入)

a - b = 当該30分の機器点使用電力量

(ロ) 計量日の0時00分から0時30分まで

(0時30分積数－前月末積数) × 計量器乗率 = 当該30分の機器点使用電力量 (小数点以下四捨五入)

IV サービスの利用

17 サービスの利用に必要な通信機器の準備等

- (1) 利用者は、本サービスを利用するために必要な機器点計量器等を利用者の責任において準備し、管理するものいたします。
- (2) 本サービスの利用にあたり必要となる機器点計量器等に係る設定および当社が設置する計量器への接続確認は、IoTルートガイドライン等にもとづき利用者の責任において実施するものいたします。
- (3) 利用者の希望または通信不達等の理由により、本サービスを利用するために必要な機器点計量器等に買い替え等の負担が発生した場合は、利用者の責任において対応するものいたします。

18 需要場所の立入りによる業務の実施

当社は、本サービスの利用に必要な計量器等の施工，設定，改修または調査を実施するため，需要者の承諾をえて需要者の土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には，正当な理由がない限り，立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお，需要者のお求めに応じ，係員は，所定の証明書を提示いたします。

19 免 責

当社は、本サービスの利用にともない、需要者、契約者、利用者、サービス提供事業者および第三者に生じたいかなる損失または損害についても賠償の責任を負いません。

20 サービスの利用および機器点使用電力量の取扱い

- (1) 利用者は、本サービスによりえた機器点使用電力量を自己の責任で適切に管理するものいたします。また、利用者は、本サービスによりえた機器点使用電力量を自由に利用することができるものいたします。
- (2) 利用者は、本サービスによりえた機器点使用電力量を契約者、需要者およびサービス提供事業者を含む第三者（以下本号について同じ意味で用います。）へ提供する場合は、自己の責任において行なうものいたします。また、これにより、利用者と第三者の間で紛争が生じた場合は、利用者の責任と負担において解決するものとし、当社に何ら迷惑または損害を与えないものいたします。

- (3) 利用者は、本サービスによりえた機器点使用電力量に異議申し立てしないものといたします。

21 禁 止 事 項

利用者は、本サービスの利用にあたり、次の行為を行なってはならないものといたします。

- (1) 当社の通信設備、電気設備および特定計量システムの利用または運用に支障をきたす行為
- (2) ペアリング I D 等の本サービスの利用に必要となる情報を、合理的な理由なく第三者へ漏えいする行為
- (3) 本サービスを利用する意思がないにもかかわらず利用申込を行なう行為
- (4) その他法令もしくは公序良俗に反する行為
- (5) その他当社が不適切として判断した行為

22 サービスの停止

当社は、次の場合、利用者に通知することなく、本サービスを停止することができるものといたします。

- (1) 本サービスに係る特定計量システム等の保守点検または更新を行なう場合
- (2) 本サービスに係る特定計量システム等が故障により停止した場合
- (3) 天災、事変、その他非常事態が発生し、または発生するおそれがあり本サービスの提供が困難となった場合
- (4) その他、当社が本サービスの提供が困難と判断した場合

23 損 害 賠 償

- (1) 利用者、需要者またはサービス提供事業者が故意または過失によって、需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、託送供給等約款にもとづき、利用者に賠償していただきます。
- (2) 利用者、需要者またはサービス提供事業者が故意または過失によって、当社の特定計量システム等に損害を与えた場合は、利用者に賠償していただきます。

24 登録情報変更申込み

本サービスを利用する供給地点において利用者と締結している接続供給契約に変更がなく、本サービスの内容に変更が生じる場合、当社所定の様式により、利用者からあらかじめ申し出ていただきます。

なお、申し出は、機器点単位で行なっていただきます。

V サービスの終了

25 サービスの終了

- (1) 利用者が本サービスを終了しようとする場合または機器点計量器等を取り替えされる場合は、利用者はあらかじめ機器点使用電力量の算定終了日を定めて、当社所定の様式により申込みをしていただきます。当社は、利用者からの申込みにもとづき本サービスの終了に関する適切な措置を講じます。この場合、本サービスは当該算定終了日までの機器点使用電力量を利用者にお知らせした日に終了するものといたします。
- (2) 本サービスを利用する供給地点において、利用者と締結している接続供給契約が、需要者による小売電気事業者の変更を希望されたことによって変更もしくは廃止、消滅または解約されたときは、利用者から(1)の申込みがなされない場合であっても、当社は、本サービスの終了に関する適切な措置を講じます。この場合、本サービスは、当社が本サービスの終了に関する適切な措置を実施した日までの機器点使用電力量を利用者にお知らせした日に終了するものといたします。
- (3) 利用者は、機器点使用電力量の算定終了日以降、機器点計量器等を当社が設置する計量器に対してI o Tルートで接続を行わないために、必要な措置を講じていただくものといたします。

26 サービスの解約

利用者が次のいずれかに該当する場合、利用者から25（サービスの終了）(1)の申込みをいただくことなく、当社は本サービスを解約することがあります。この場合、本サービスは、当社が本サービスの解約に関する適切な措置を実施した日までの機器点使用電力量を利用者にお知らせした日に解約するものといたします。

なお、サービス解約時は、その旨を利用者にお知らせいたします。

- (1) 6（利用要件）を満たさないことが明らかとなった場合
- (2) 21（禁止事項）に該当する場合
- (3) I o Tルートガイドライン等に違反するおそれがある場合
- (4) その他本規約に違反した場合

VI 費用の負担

27 費用の支払方法

- (1) 10（サービス利用開始の準備）の費用は、そのつど、当社が指定した金融機関を通じて当社銀行口座への振込み等により利用者から支払っていただきます。

なお、支払いにともなう振込手数料等の費用は、利用者の負担といたします。

- (2) (1)の当社が指定した金融機関を通じた当社銀行口座への振込みにより支払われる場合は、料金がその金融機関に払い込まれたときに当社に支払いがなされたものといたします。

28 費用の申受けおよび精算

- (1) 当社は、10（サービス利用開始の準備）の費用を、原則として、計量器等の取替工事着手前に申し受けます。
- (2) 当社は、計量器等の取替工事着手前に申し受けた10（サービス利用開始の準備）の費用と実際の費用に著しい差異が生じた場合、費用を精算することがあります。この場合には、工事完成後すみやかに精算するものといたします。
- (3) 当社が本サービスの提供に必要な計量器等の取替工事を実施した後、利用者の都合によって本サービスの開始に至らないで申込みが取下げられた場合は、当社は、原則として要した費用を利用者から申し受けます。

また、実際に設備の工事を行なわなかった場合においても、資材調達等に費用を要したときは、原則としてその費用を利用者から申し受けます。

Ⅶ 利用者等の協力

29 利用者、需要者およびサービス提供事業者の協力等

- (1) 利用者は、本サービスを利用するために必要な機器点計量器等に故障や設定の誤りがないことを確認するものとし、本サービスを利用することができない場合には、その旨を当社に通知していただきます。この場合には、当社は、調査をいたします。
- (2) 当社が設置する計量器または当社ネットワーク等の不良（9（承諾の限界）(1)に定める通信環境の理由等によるものは除きます。）により、本サービスが利用できないことを確認した場合、当社は、すみやかに適切な措置を講じます。
- (3) (2)により適切な措置を行なった場合においても、通信不達が解消されない場合があります。
- (4) 10（サービスの利用開始の準備）において、当社が計量器の取替工事等必要な措置を講じる場合、利用者は、当社の措置を円滑に進めるため需要者に協力させるものいたします。
- (5) その他、当社が本サービスを提供するために必要と判断する事項について、利用者は自ら協力するとともに、需要者およびサービス提供事業者に協力させるものいたします。

Ⅷ そ の 他

30 個人情報 の 取 扱 い

- (1) 当社は、本サービスを円滑に提供する目的で、需要者の個人情報を利用者から取得いたします。取得した個人情報は、取得目的の範囲内で利用いたします。
- (2) 利用者は、本サービスを利用する供給地点の需要者が変更され、変更後も継続して本サービスの利用を希望する場合、当該変更の効力が生ずる前に、6（利用要件）（6）に定める承諾を新たな需要者から取得するものといたします。

31 準 拠 法 等

本規約の解釈に関しては、日本法が適用されるものといたします。

32 合 意 管 轄

利用者と当社の間で本サービスまたは本規約に関連して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

附 則

1 規約の実施期日

本規約は、2026年4月1日から実施いたします。